

証券コード 7593  
2024年6月10日

株主各位

愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号  
V Tホールディングス株式会社  
代表取締役社長 高橋 一穂

## 第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後6時までには議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時

2. 場 所 名古屋市中区錦三丁目11番13号  
ホテル名古屋ガーデンパレス 3階 栄の間  
株主総会会場 アクセスURL  
<https://maps.app.goo.gl/QisH92gnCQ655oBL9>



◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第42期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第42期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第6号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

### 4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

1	当社ウェブサイト <a href="https://www.vt-holdings.co.jp">https://www.vt-holdings.co.jp</a>	メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」を順に選択ください。
2	東京証券取引所ウェブサイト <a href="https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show">https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show</a>	銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択ください。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」にその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会社の体制及び方針」、「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）  
午後6時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）  
午後6時到着分まで



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月27日（木曜日）  
午前10時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号

〇〇〇〇株式会社 御中

私は、〇〇〇〇年〇月〇日開催の貴社第〇〇回定時株主総会（議決会または総会を含む）における各議案につき、右記（賛否を〇印で表示）のようご議決権を行使します。

〇〇〇〇年〇月 日

議案	第1号	第2号	第3号	その他
賛成	○	○	○	○
反対	○	○	○	○
賛成 反対 棄権	○	○	○	○

1. 株主総会に当日出席されない場合は、〇〇〇〇年〇月〇日午後〇時までに、以下いずれかの方法で報告をご案内のうえ、議決権をご行使ください。  
(1) 議決権行使書の送付（必着）  
(2) 電子投票コードを記載  
(3) 異議記載のウェブサイトへアクセス

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

〇〇〇〇株式会社

議決権を重複して行使された場合、招集ご通知記載のとおりに取り扱います。  
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

〇〇〇〇株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・4・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

#### 第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

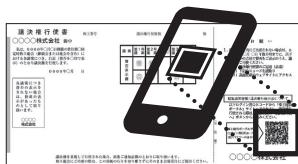
複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

# インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2024年6月26日（水）午後6時

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 株主総会ポータルURL

▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶<https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**

(受付時間 午前9時～午後9時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

# 事業報告

(自 2023年4月1日)  
(至 2024年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

国内の新車販売台数は、当第4四半期連結会計期間に一部のメーカーの品質問題に伴う生産停止の影響を大きく受けましたが、自動車メーカーの生産は半導体や部品不足の緩和により総じて回復傾向であったことから、当連結会計年度は前期比103.3%となりました。

そのような環境の下、当社グループの中核事業であります自動車販売関連事業の当連結会計年度における国内販売の状況は、日産系が新型車発売の端境期となり、新車の受注が前年比で減少し、新車販売台数も減少いたしました。また、中古車販売は昨年来続いていた商品不足の状況が緩和基調となり、販売台数は増加いたしました。一方、海外におきましては、新車販売台数は増加しておりますが、中古車販売台数は減少いたしました。その結果、当社グループの新車、中古車を合わせた自動車販売台数は前期に比べ1,829台増加し92,844台（前期比102.0%）となりました。

また、今期は自動車販売関連事業の一部の子会社においてのれんや固定資産の減損損失を計上いたしました。

住宅関連事業におきましては、2022年10月に連結子会社化した戸建分譲会社の業績を上乗せでき、土地や資材の高騰などの影響がある中で収益確保に努め、営業面では事業全体として堅調な推移となった一方、前期に計上した連結子会社化に伴う負ののれん発生益18億34百万円が今期無くなったことが減益要因となりました。以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、連結売上収益は過去最高の3,116億4百万円（前期比117.0%）、営業利益は120億8百万円（前期比93.4%）、税引前利益は114億58百万円（前期比90.6%）、親会社の所有者に帰属する当期利益は66億97百万円（前期比93.3%）となりました。

## (2) セグメントの業績概況

### [自動車販売関連事業]

新車部門では、国内におけるホンダ車の販売台数は7,780台（前期比106.4%）、日産車の販売台数は16,238台（前期比94.6%）となり、海外を含む当社グループ全体の新車販売台数は48,338台（前期比100.5%）と台数ベースで前期を若干上回り、国内販売における普通車比率が増えたこともあり、増収増益となりました。

中古車部門では、輸出台数が6,119台（前期比103.6%）と若干増加し、国内における中古車販売台数も堅調に推移した一方、海外における中古車販売台数が減少し、当社グループ全体の中古車販売台数は44,506台（前期比103.7%）と台数ベースで前期を若干上回りましたが、海外における中古車相場の大幅な下落の影響もあり、増収減益となりました。

サービス部門では、点検・車検、修理、手数料収入等の受注拡大に注力し、増収増益となりました。

レンタカー部門では、外出自粛等の影響が解消し観光需要が回復したことや、代車需要の増大により、増収増益となりました。

以上の結果、自動車販売関連事業の売上収益は2,844億18百万円（前期比116.4%）、営業利益は88億58百万円（前期比102.7%）と共に過去最高となりました。

### [住宅関連事業]

分譲マンション部門では、当連結会計年度は新たに4棟141戸の新築マンションを分譲し、完成在庫をあわせ成約は182戸（前期は95戸）となりました。なお、引き渡しは169戸（前期は122戸）となりました。

戸建分譲住宅部門では、好立地の物件用地が順調に確保できたことで、受注・引き渡し共に好調に推移しており、また、2022年10月に連結子会社化した九州と中部圏の戸建分譲会社の業績が上乘せとなったことも寄与し、当連結会計年度の成約は342戸（前期は224戸）、引き渡しは333戸（前期は234戸）となりました。

注文建築部門では、自動車ディーラー・中古車販売店はじめ商業施設の案件についても引き続き安定した受注を獲得することができました。

以上の結果、住宅関連事業の売上収益は過去最高の269億93百万円（前期比123.5%）、営業利益は19億54百万円（前期比57.5%）となりました。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は141億76百万円であります。

これは主に、自動車販売関連事業における代車等の取得（43億36百万円）、レンタカー車両の取得（21億26百万円）、店舗の新築・改修及び設備導入（55億35百万円）等によるものであります。

### (4) 資金調達状況

当社グループは、運転資金及び設備投資資金として、主に金融機関からの借入によっております。

### (5) 重要な組織再編等の状況

他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

当社は、2023年7月1日に自動車販売関連事業において新たに輸入車ディーラーを営むため、フジモーターレン(株)の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

### (6) 対処すべき課題

当社グループは、M&Aにより事業規模を拡大することを主要な経営戦略の1つとしており、そのための経営基盤強化策として、以下の課題を重点的に取り組んでおります。

#### ① 基盤収益の強化

自動車販売関連事業につきましては、国内の新車販売が長期的に減少傾向であることから、当社グループの自動車ディーラー各社は、基盤収益である中古車部門、サービス部門の収益性を高めることで、新車販売動向に業績が左右されにくい企業体質の実現を目指しております。

また、中古車輸出における販売地域の多様化と商品付加価値の向上、レンタカー部門における直営・フランチャイズ両面によるレンタカー店舗網の全国展開により、グループとしての基盤収益のさらなる向上を目指しております。

#### ② 財務体質の強化

長期安定的に事業規模を拡大するためには、財務体質の強化が不可欠と認識しており、これまでも、2007年3月の第三者割当増資、2009年8月の新株予約権付社債の発行、2012年11月の新株予約権の発行、2022年4月の自己株式を活用した第三者割当による新株予約権の発行等、自己資本の充実を図り、M&A資金の確保と自己資本比率の改善に取り組んでまいりました。

また、当社グループは事業収益によるキャッシュの増大をテーマとし、既存事業の営業キャッシュ・フローの向上に注力しつつ、負債の削減にも取り組む等、バランスのとれたキャッシュ・フロー戦略を推進し、資本市場での資金調達も含め、財務体質の強化に努めてまいります。

### ③ リスク管理体制の強化

当社グループを取り巻く事業環境は経済活動のグローバル化に伴い、自然災害や感染症などのパンデミックに代表される環境的リスク、中東情勢、台湾情勢などの地政学的リスク、経済危機やエネルギー、原材料等をはじめとする物価の急激な変動といった経済的リスク、サイバー攻撃やシステム障害などの技術的リスクが国境を越えて複雑化しており、これらの複合的リスクを的確に把握し対応するため「グループリスクマネジメント委員会」を設置しリスク管理体制の強化に取り組んでおります。

### ④ 社会課題等への対応

SDGsの目標達成と持続可能な社会の実現に向け、当社グループにおけるサステナビリティ推進体制を整え、積極的にSDGsへ取り組むことが当社グループにとって重要な経営課題であると認識しており、国内・海外、自動車・住宅関連等グループ各社を含めた全社横断的な活動として展開するため、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を2021年に設置し、グループ全体のサステナビリティに係る活動の方向付けや取り組み状況の確認を行っており、今後も温室効果ガス削減活動、人材の多様性に向けた人的資本への投資等の様々な取り組みを引き続き推進してまいります。

### ⑤ 原価低減及び建設従事者の確保

物価上昇や人材不足への対応につきましては、特に住宅関連事業において、分譲マンションや建売住宅用の土地価格の更なる上昇、ウッドショック、ウクライナ情勢の影響等による建築資商材の価格上昇、建設従事者の高齢化及び人手不足による労務費の上昇が予測されます。そのため、情報ソースや仕入れルートを拡大し、市況を踏まえた適切な価格での用地取得や子会社の共同仕入れによる価格の適正化、設計施工の内製化、技術系人材の子会社間での交流による若年層技術者の育成及び外国籍社員による工事の内製化により、原価低減や建設従事者の確保に努めてまいります。

### ⑥ コーポレートガバナンスの強化

当社は、上記施策を適切に推進し、長期的な企業価値の向上につなげるため、独立役員、社外取締役の選任等により、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

引き続き、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性、経営の意思決定と業務執行の透明性・公正性を確保すべく、コーポレートガバナンスの充実、及び法令順守の徹底に努めてまいります。

今後の見通しといたしましては、社会・経済活動は全般的に拡大傾向にあるものの、エネルギー価格や原材料費を中心とする物価上昇、人件費や金利等の上昇、それらに伴う為替変動、

また中古車相場の変動等への注視は必要であり、依然予断を許さない経営環境が続くものと想定しております。

そのような状況において、当社は、企業価値の持続的な向上のため、DXの推進によるビジネスプロセスの変革や、グループシナジーを活かした間接リソースの共有、お客様への提供価値の実現のため人的資本の強化を行い、国内外の多様なお客様のニーズに柔軟に対応し、新たなチャレンジと現状の変革に取り組んでまいります。

## (7) 財産及び損益の状況の推移

国際会計基準 (IFRS)

項目 \ 期別	第 39 期 (2021年3月期)	第 40 期 (2022年3月期)	第 41 期 (2023年3月期)	第 42 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上収益(百万円)	199,535	237,930	266,329	311,604
税引前利益(百万円)	7,826	17,959	12,646	11,458
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	4,711	11,678	7,180	6,697
基本的1株当たり当期利益 (円)	40.61	101.01	61.91	56.86
総資産(百万円)	174,011	188,049	229,834	272,883
親会社の所有者に帰属する持分(百万円)	40,195	51,342	64,500	72,851

(注) 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。

## (8) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株) ホンダカーズ東海	90 百万円	100.00%	自動車の販売・修理
長野日産自動車(株)	38 百万円	100.00	自動車の販売・修理
静岡日産自動車(株)	80 百万円	100.00	自動車の販売・修理
三河日産自動車(株)	30 百万円	100.00	自動車の販売・修理
(株)日産サテリオ埼玉	40 百万円	100.00	自動車の販売・修理
(株)日産サテリオ奈良	90 百万円	100.00	自動車の販売・修理
(株)モトーレン静岡	90 百万円	100.00	自動車の販売・修理
(株)モトーレン三河	10 百万円	100.00	自動車の販売・修理
(株)モトーレン道南	10 百万円	100.00	自動車の販売・修理
フジモトーレン(株)	50 百万円	100.00	自動車の販売・修理
エフエルシー(株)	40 百万円	100.00	自動車の販売・修理
光洋自動車(株)	30 百万円	100.00	自動車の販売・修理
CCR MOTOR CO.LTD.	32,253 千ポンド	100.00	自動車の販売・修理
WESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITED	1,615 千ポンド	100.00	自動車の販売・修理
CATERHAM CARS GROUP LIMITED	36,974 千ポンド	100.00	持株会社
MASTER AUTOMOCION, S.L.	23,947 千ユーロ	75.00	持株会社
(株)トラスト	1,349 百万円	72.21	自動車の輸出
J-netレンタリース(株)	60 百万円	99.45 (54.20)	自動車賃貸
AMGホールディングス(株)	1,168 百万円	42.25	持株会社
(株)エムジーホーム	100 百万円	100.00 (100.00)	分譲マンションの企画・販売

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株)アーキッシュギャラリー	170 百万円	100.00 (100.00) %	注文住宅・商業施設の建築請負
(株)川崎ハウジング	25 百万円	100.00 (100.00)	戸建分譲住宅の販売、建築工事
(子会社 他35社)			

- (注) 1. 上記議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。  
3. 自動車販売関連事業において、2023年7月1日にフジモーターレン(株)の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

## ② 企業結合の成果

連結子会社は57社あり、持分法適用会社は3社あります。当連結会計年度の売上収益は3,116億4百万円（前期比117.0%）、営業利益は120億8百万円（前期比93.4%）、親会社の所有者に帰属する当期利益は66億97百万円（前期比93.3%）となりました。

## (9) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業区分	事業内容
自動車販売 関連事業	ディーラー事業は、ホンダ系ディーラー、日産系ディーラー、輸入車ディーラー、輸入車インポーター及び海外自動車ディーラーからなり、主に新車・中古車の販売及び自動車の修理を行っております。また、自動車販売に関連する事業としてレンタカー事業、自動車の輸出事業及び自動車製造事業等を行っております。 以上の自動車販売関連事業は新車部門、中古車部門、サービス部門、レンタカー部門、輸出部門、その他部門の各部門で構成されております。
住宅関連事業	マンション及び戸建分譲住宅等の販売、注文住宅・商業施設の建築請負等を行っております。

(10) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

本 社	愛知県名古屋市
-----	---------

② 主要子会社の事業所

(株)ホンダカーズ東海	愛知県名古屋市
長野日産自動車(株)	長野県長野市
静岡日産自動車(株)	静岡県静岡市
三河日産自動車(株)	愛知県安城市
(株)日産サテオ埼玉	埼玉県さいたま市
(株)モトーレン静岡	静岡県静岡市
エフエルシー(株)	愛知県清須市
MASTER AUTOMOCION, S.L.	スペイン バルセロナ
WESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITED	イギリス ブリストル
CCR MOTOR CO.LTD.	イギリス ポンティプリッド
CATERHAM CARS GROUP LIMITED	イギリス ダートフォード
TRUST ABSOLUT AUTO(PTY)LTD.	南アフリカ ヨハネスブルグ
エルシーアイ(株)	東京都大田区
(株)トラスト	愛知県名古屋市
J-netレンタリース(株)	愛知県名古屋市
(株)アーキッシュギャラリー	愛知県名古屋市
(株)エムジーホーム	愛知県名古屋市
(株)TAKI HOUSE	神奈川県川崎市
(株)高垣組	岐阜県郡上市
(株)川崎ハウジング	熊本県熊本市

(11) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減数
自動車販売関連事業	3,794名	22名増
住宅関連事業	240名	17名減
その他	33名	—
合計	4,067名	5名増

(注) 上記従業員数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員823名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
33名	—	38.1歳	4.8年

(注) 上記従業員数は就業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

(12) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株) みずほ銀行	8,632百万円
(株) 静岡銀行	7,156
(株) りそな銀行	6,257
(株) 横浜銀行	5,396
Mizuho Bank Europe N.V.	4,572
(株) 第四北越銀行	3,129
(株) 滋賀銀行	2,769
農林中央金庫	2,178
(株) 百十四銀行	2,022
(株) 中京銀行	1,808

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 169,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 120,071,670株 (自己株式1,559,364株を除く。)
- (3) 株主数 34,516名
- (4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
(有) エスアンドアイ	16,863 千株	14.04 %
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	13,079	10.89
三井住友海上火災保険(株)	7,662	6.38
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	6,621	5.51
損害保険ジャパン(株)	4,000	3.33
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	3,702	3.08
東京海上日動火災保険(株)	3,702	3.08
高橋 一穂	3,577	2.97
高橋 淳子	3,248	2.70
モルガン・スタンレー M U F G 証券(株)	2,018	1.68

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

2022年4月26日を払込期日として第三者割当により発行された新株予約権の権利行使に伴う新株式発行により、発行済株式の総数は2,250,000株増加しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
高橋 一穂	代表取締役社長	
伊藤 誠英	専務取締役	経営戦略本部長
山内 一郎	常務取締役	管理本部長
堀 直樹	取締役	(株)ヤマシナ 代表取締役社長
中嶋 勉	取締役	(株)ホンダカーズ東海 取締役副社長
山田 尚武	取締役	弁護士法人しょうぶ法律事務所 代表
村瀬 桃子	取締役	ひのき総合法律事務所 パートナー弁護士
新城 美樹	取締役	
安藤 仁一	常勤監査役	
加藤 方久	常勤監査役	
柴田 和範	監査役	北辰税理士法人 代表
鹿倉 祐一	監査役	鹿倉法律事務所 代表

(注) 1. 上記重要な兼職のほか、当社役員による他の上場会社の役員の兼任状況は、次のとおりであります。

- ・取締役伊藤誠英 (株)トラスト 取締役、AMGホールディングス(株) 取締役、(株)ヤマシナ 社外取締役 (監査等委員)、(株)ハウスフリーダム 社外取締役 (監査等委員)
  - ・取締役山内一郎 AMGホールディングス(株) 取締役、(株)ヤマシナ 社外取締役 (監査等委員)
  - ・取締役山田尚武 丸八証券(株) 社外取締役
  - ・取締役村瀬桃子 (株)コメ兵ホールディングス 社外取締役 (監査等委員)、笹徳印刷(株) 社外取締役 (監査等委員)
  - ・監査役柴田和範 笹徳印刷(株) 社外取締役 (監査等委員)
2. 取締役山田尚武、村瀬桃子、新城美樹の各氏は、社外取締役であります。
  3. 監査役加藤方久、柴田和範、鹿倉祐一の各氏は、社外監査役であります。
  4. 監査役柴田和範氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  5. 当社は、取締役山田尚武、村瀬桃子、新城美樹、並びに監査役加藤方久、柴田和範、鹿倉祐一の各氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

### ① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社並びに当社の子会社の取締役及び監査役。

### ② 当該保険契約の内容の概要

被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

### ③ 当該保険契約により役員等（当社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としているほか、填補する額について限度額を定めるとともに、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととすることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

##### ア 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬と役員退職慰労金、非金銭報酬としてのストック・オプション（社外取締役を除く）で構成する。

##### イ 基本報酬及び役員退職慰労金の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、職務に対する評価、中長期的な経済情勢等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

役員退職慰労金は、長期的なインセンティブ付与を目的に毎年一定額を引き当て、退任時に一括して支給するものとする。

取締役の個人別の基本報酬の額については、取締役会の決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が決定する。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容を参照し決定しなければならないこととする。

取締役の個人別の役員退職慰労金の額については、取締役会で決議された役員退職慰労金規程に基づき決定する。

##### ウ 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項を含む。）

当社の非金銭報酬等は、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることを目的としてストック・オプションを採用するものとする。

取締役の個人別のストック・オプションの発行時期及び内容については、2008年6月27日開催の第26期定時株主総会において決議された年額90百万円を限度額として、取締役会で決定する。

エ 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬、非金銭報酬等の割合は役位、職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案して設定する。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	305 (9)	253 (9)	52 (1)	－ (－)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	24 (14)	21 (13)	3 (2)	－ (－)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	329 (23)	274 (21)	54 (2)	－ (－)	12 (6)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 退職慰労金は、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額であります。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第39期定時株主総会において年額330百万円以内（うち社外取締役40百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2008年6月27日開催の第26期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額90百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。

監査役の金銭報酬の額は、1997年1月20日開催の臨時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長高橋一穂に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が子会社等から役員として受けた報酬等の総額は、2百万円であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役山田尚武氏は、弁護士法人しょうぶ法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役村瀬桃子氏は、ひのき綜合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役柴田和範氏は、北辰税理士法人の代表であります。当社と同税理士法人との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役鹿倉祐一氏は、鹿倉法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	山田尚武	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、特に外部のステークホルダーの立場に立った発言や中長期的な企業価値の向上に資する助言をいただきました。
取締役	村瀬桃子	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、適宜必要な助言をいただきました。
取締役	新城美樹	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。財務会計に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適宜必要な助言をいただきました。
監査役	加藤方久	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	柴田和範	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	鹿倉祐一	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人東海会計社

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている会社があります。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

# 連結財政状態計算書

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>		<b>流 動 負 債</b>	
現金及び現金同等物	13,483	社債及び借入金	49,168
営業債権及びその他の債権	27,946	営業債務及びその他の債務	58,296
その他の金融資産	221	その他の金融負債	8,517
棚卸資産	72,302	未払法人所得税等	2,146
その他の流動資産	9,415	契約負債	11,673
流動資産合計	123,368	その他の流動負債	3,323
<b>非 流 動 資 産</b>		流動負債合計	133,122
有形固定資産	89,171	<b>非 流 動 負 債</b>	
のれん	13,280	社債及び借入金	22,113
無形資産	1,366	その他の金融負債	25,206
投資不動産	7,402	引当金	708
持分法で会計処理されている投資	4,651	繰延税金負債	7,637
その他の金融資産	32,047	その他の非流動負債	2,095
繰延税金資産	1,488	非流動負債合計	57,759
その他の非流動資産	109	<b>負 債 合 計</b>	<b>190,881</b>
非流動資産合計	149,514	<b>資 本</b>	
<b>資 産 合 計</b>	<b>272,883</b>	資本金	4,862
		資本剰余金	4,406
		自己株式	△667
		その他の資本の構成要素	3,481
		利益剰余金	60,770
		親会社の所有者に帰属する持分合計	72,851
		非支配持分	9,151
		<b>資 本 合 計</b>	<b>82,002</b>
		<b>負債及び資本合計</b>	<b>272,883</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書

( 自 2023年4月1日 )  
( 至 2024年3月31日 )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	311,604
売 上 原 価	262,001
売 上 総 利 益	49,603
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	37,531
そ の 他 の 収 益	1,389
そ の 他 の 費 用	1,454
営 業 利 益	12,008
金 融 収 益	727
金 融 費 用	1,428
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	151
税 引 前 利 益	11,458
法 人 所 得 税 費 用	3,839
当 期 利 益	7,619
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	6,697
非 支 配 持 分	922
当 期 利 益	7,619

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>13,069</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>24,935</b>
現金及び預金	1,698	短期借入金	18,660
前渡金	7	一年以内返済予定の長期借入金	5,938
前払費用	35	未払金	26
短期貸付金	11,138	未払法人税等	67
未収法人税等	8	未払消費税等	85
未収入金	168	契約負債	26
その他	12	預り金	25
<b>固 定 資 産</b>	<b>61,658</b>	賞与引当金	14
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,670</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>19,724</b>
建物	940	長期借入金	12,230
土地	1,693	繰延税金負債	6,300
その他	36	役員退職慰労引当金	992
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>14</b>	資産除去債務	71
ソフトウェア	13	その他	129
その他	0	<b>負 債 合 計</b>	<b>44,659</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>58,972</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	24,467	<b>株 主 資 本</b>	<b>15,705</b>
関係会社株式	31,651	資本金	4,861
長期貸付金	3,029	資本剰余金	4,249
従業員長期貸付金	2	資本準備金	2,489
長期前払費用	273	その他資本剰余金	1,759
差入保証金	107	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>7,261</b>
破産更生債権等	79	利益準備金	254
その他	80	その他利益剰余金	7,006
貸倒引当金	△718	繰越利益剰余金	7,006
<b>資 産 合 計</b>	<b>74,727</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△667</b>
		評価・換算差額等	14,360
		その他有価証券評価差額金	14,360
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>1</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>30,067</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>74,727</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2023年4月1日)  
(至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	4,534
売上原価	220
売上総利益	4,313
販売費及び一般管理費	1,181
営業利益	3,131
営業外収益	
受取利息配当金	440
受取保証料	44
為替差益	221
その他	28
734	
営業外費用	
支払利息	79
貸倒引当金繰入額	255
その他	6
341	
経常利益	3,525
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	1,248
その他	0
1,248	
特別損失	
関係会社株式評価損	215
その他	0
215	
税引前当期純利益	4,558
法人税、住民税及び事業税	506
法人税等調整額	61
当期純利益	3,990

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

V Tホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 後藤 久貴  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 大 国 光 大  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 阿 知 波 智 大  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、V Tホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、V Tホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

V Tホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 後 藤 久 貴  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 大 国 光 大  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 阿 知 波 智 大  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、V Tホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

V Tホールディングス株式会社 監査役会  
常勤監査役 安藤 仁 一 ㊟  
常勤監査役 加藤 方久 ㊟  
監査役 柴田 和範 ㊟  
監査役 鹿倉 祐一 ㊟

(注) 監査役加藤方久、柴田和範及び鹿倉祐一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更につきましては、本総会終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第10条 (条文省略)	第6条～第10条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会に於いて選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会に於いて</u> 選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第27条 当会社の監査役は、6名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会に於いて選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u></p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第28条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会に於いて定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 計算 第36条～第39条 (条文省略)	第6章 計算 第32条～第35条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第42期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため2名増員し、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）10名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号 **再任**

**1**

た か は し か ず ほ  
**高橋 一穂**  
(1953年1月18日生)

### ●選任理由

当社の創業者として、長年にわたり当社の経営を指揮し、グループ規模の拡大、業績の向上など多くの成果を上げてまいりました。その経営全般にわたる豊富な知見と能力が、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。

所有する当社株式の数 3,577,800株

### ●略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 3月 当社設立 代表取締役社長（現任）	2015年 6月 (株)ホンダカーズ東海 代表取締役社長（現任）
2003年 4月 (株)ホンダベルノ東海（現・(株)ホンダカーズ東海）代表取締役社長	2017年 5月 ビーシーアイ(株) 代表取締役社長（現任）
2006年 4月 エルシーアイ(株) 代表取締役社長（現任）	2017年 5月 (株)モーターレン静岡 代表取締役社長
	2019年 8月 (株)モーターレン三河 代表取締役社長

候補者番号 **再任****2**いとう まさひで  
**伊藤 誠英**

(1960年9月27日生)

## ●選任理由

当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、事業の成長と業績の向上に向けた成長戦略の実現に尽力しております。その優れた経営能力から、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としております。

| 所有する当社株式の数 1,423,688株

## ●略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年10月	当社入社	2013年 8月	エスシーアイ(株) 代表取締役社長
1997年 4月	当社総務部長	2014年 6月	当社専務取締役経営戦略本部長 兼 コンプライアンス推進部長
1998年 6月	当社取締役総務部長	2014年10月	当社専務取締役経営戦略本部長（現任）
1999年 6月	当社常務取締役関連会社担当兼総務部長	2015年 6月	ピーシーアイ(株) 代表取締役社長
2003年 4月	当社常務取締役経営戦略本部長	2016年 6月	J-netレンタリース(株) 代表取締役会長（現任）
2005年 7月	E-エスコ(株) (現・株MIRAIZ) 代表取締役社長（現任）	2019年 8月	光洋自動車(株) 代表取締役社長（現任）
2007年 4月	(株)トラスト 代表取締役社長	2024年 1月	フジモーターレン(株) 代表取締役社長（現任）
2008年 6月	当社専務取締役経営戦略本部長		
2011年 6月	(株)アーキッシュギャラリー 代表取締役社長（現任）		

候補者番号 **再任****3**やまうち いちろう  
**山内 一郎**

(1959年6月27日生)

## ●選任理由

当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、グループ全体の経理・財務をはじめ管理部門の中核を担っております。その高い専門性と識見、幅広い経験は、事業の成長と業績の向上に向けた成長戦略を実現するうえで、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。

| 所有する当社株式の数 445,104株

## ●略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1999年 1月	当社入社 経理部長	2007年 6月	当社取締役管理部長
2003年 4月	当社管理部長	2008年 6月	当社常務取締役管理本部長
2003年 6月	当社取締役管理部長	2014年10月	当社常務取締役管理部長
2006年 6月	J-netレンタリース(株) 代表取締役社長	2022年 7月	当社常務取締役管理本部長（現任）



候補者番号 再任

4

ほり  
堀

な お き  
直樹

(1964年3月30日生)

### ●選任理由

当社において管理部門、新規事業部門を歴任し、またグループ会社の経営者としても豊富な経験と実績を有しております。現在は、持分法適用関連会社である上場会社の経営者として経営改革に尽力し、グループ業績の向上に貢献しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。

所有する当社株式の数 199,000株

### ●略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年 7月 当社入社  
2000年 10月 当社住宅事業部長  
2003年 4月 当社新規事業部長  
2004年 8月 (株)ホンダベルノ東海（現・(株)ホンダカーズ東海）代表取締役社長  
2006年 6月 当社取締役管理部長

2006年 8月 (株)ホンダカーズ東海 代表取締役副社長  
2006年 10月 当社取締役コンプライアンス推進部長  
2007年 6月 (株)ヤマシナ 代表取締役社長（現任）  
2014年 6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況 (株)ヤマシナ 代表取締役社長



候補者番号 再任

5

な か し ま  
中嶋

つ と む  
勉

(1965年12月8日生)

### ●選任理由

当社及びグループ会社において、自動車販売関連事業の領域における豊富な経験と見識を有しており、子会社の経営者としても、高いマネジメント力を発揮していることから、当社の経営への更なる貢献を期待して引き続き取締役候補者としております。

所有する当社株式の数 38,951株

### ●略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年 12月 (株)ホンダベルノ東海（現・(株)ホンダカーズ東海）入社  
2014年 4月 当社入社  
2014年 4月 (株)日産サテリオ奈良 代表取締役社長

2015年 6月 (株)ホンダカーズ東海 取締役副社長（現任）  
2021年 6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況 (株)ホンダカーズ東海 取締役副社長

候補者番号 **新任****6**いとう かずしげ  
**伊藤 和繁**  
(1965年3月6日生)**●選任理由**

当社及びグループ会社において長年にわたり経営に携わり、特に海外事業や管理部門における幅広い知見を有しており、当社の経営へのさらなる貢献を期待できるため、取締役候補者としております。

**所有する当社株式の数 7,073株****●略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

2004年 7月 当社入社

2007年 12月 (株)トラス ト 営業部長

2008年 4月 (株)トラス ト 管理部長

2008年 6月 (株)トラス ト 取締役（現任）

2011年 4月 TRUST ABSOLUT AUTO(PTY)LTD./SKY  
ABSOLUT AUTO(PTY)LTD. 赴任(在南アフリカ)

2016年 12月 MASTER AUTOMOCION, S.L. 赴任(在スペイン)

2018年 12月 当社経営戦略本部 海外事業推進室長(在スペイン)

2020年 11月 当社経営戦略本部 海外事業推進室長 兼  
管理部長 副部長2021年 2月 当社経営戦略本部 海外事業推進室長 兼  
管理部長 副部長 兼 M&Aグループ長2022年 5月 当社経営戦略本部 海外事業推進室長 兼  
管理部長 副部長2022年 7月 当社経営戦略本部 海外事業推進室長 兼  
管理部長（現任）候補者番号 **新任****7**やまざき たくや  
**山崎 宅哉**  
(1968年7月12日生)**●選任理由**

自動車ビジネスにおける長年のキャリアと国内外での豊富なマネジメント経験、また当社の自動車販売関連事業に対しても高度な知見を有しており、当社の経営へのさらなる貢献を期待できるため、取締役候補者としております。

**所有する当社株式の数 2,170株****●略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1991年 4月 トヨタ自動車株式会社 入社

2017年 1月 Toyota Motor North America 赴任（在アメリカ）  
Group Vice President,  
Sales, Corporate Strategy & Planning

2020年 1月 同社 MS統括部長

2021年 9月 当社入社 経営戦略本部 経営企画部長（現任）



候補者番号 **再任** **社外** **独立**

8

やまだ ひさたけ  
**山田 尚武**  
(1964年8月1日生)

●社外取締役選任理由及び期待される役割の概要

社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しており、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制の強化に貢献いただいております。また、取締役会、投資委員会等において、ステークホルダーの利益に資する適切な提言や発言が期待されることから、引き続き社外取締役候補者としております。

| 所有する当社株式の数 一株

●略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1992年 4月 名古屋弁護士会 (現・愛知県弁護士会) 弁護士登録  
1992年 4月 小山齊法律事務所 入所  
1996年 4月 しょうぶ法律事務所 開設 代表就任  
2008年 4月 静岡大学法科大学院 教授  
2009年 9月 公益社団法人日本サードセクター経営者協会 監事 (現任)  
2012年 4月 愛知県弁護士会 副会長

2013年10月 弁護士法人しょうぶ法律事務所 設立 代表就任 (現任)  
2015年 6月 当社社外取締役 (現任)  
2017年 9月 リーガルAI(株) 代表取締役 (現任)  
2020年 6月 丸八証券(株) 社外取締役 (現任)

| 重要な兼職の状況 弁護士法人しょうぶ法律事務所 代表



候補者番号 **再任** **社外** **独立**

9

しんじょう みき  
**新城 美樹**  
(1962年11月21日生)

●社外取締役選任理由及び期待される役割の概要

主に外資系の事業会社の管理部門における長年のキャリアにおいて、CFOとしての財務・会計に関する豊富な経験に加え、国際感覚をともなった幅広い知識を有しており、当該知見を活かして特に財務会計の側面から、取締役の職務の執行に対する適切な監督、助言が期待されることから、引き続き社外取締役候補者としております。

| 所有する当社株式の数 5,000株

●略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1989年 9月 デロイト・アンド・トウシュ会計事務所 ロサンゼルスオフィス 監査部 監査マネジャー  
1997年 6月 日本コカ・コーラ(株) 管理本部マーケティングファイナンス部ディレクター  
2003年 5月 ディー・エイチ・エル・ジャパン(株) 取締役 管理本部 本部長

2010年 9月 ディー・エイチ・エル・ジャパン(株) 非常勤監査役  
2010年 9月 サノフィ(株) 常務執行役員 財務・管理本部本部長  
2016年 1月 ワーナーブラザーズ ジャパン(合) バイスプレジデント 上席執行役員 最高財務責任者  
2022年 6月 当社社外取締役 (現任)



候補者番号 **新任** **社外** **独立**

**10**

ふじたに まり  
**藤谷 真理**  
(1972年4月30日生)

### ●社外取締役選任理由及び期待される役割の概要

事業会社の経営に直接関与された経験はありませんが、会計士としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社及びグループ会社のコーポレートガバナンスの強化に加え、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保への貢献が期待されることから、社外取締役候補者としております。

### | 所有する当社株式の数 一株

### ●略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年 10月	監査法人 伊東会計事務所 入所（現 PwC Japan 有限責任監査法人及び 有限責任あずさ監査法人）	2007年 7月	公認会計士再登録
2001年 5月	公認会計士登録	2007年 9月	東陽監査法人 名古屋事務所 入所
2002年 9月	公認会計士登録抹消	2013年 8月	税理士法人アイオン 多治見事務所 入所（現任）

- (注) 1. 当社（1983年3月22日設立、実質上の存続会社）は、株式額面を変更するため、1997年4月に(株)ホンダオートセールス（1978年4月11日設立、形式上（登記上）の存続会社）と合併いたしました。上記は、実質上の存続会社を当社として記載しております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 山田尚武氏、新城美樹氏及び藤谷真理氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者山田尚武氏、新城美樹氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって山田尚武氏が9年、新城美樹氏が2年であります。
5. 当社は、山田尚武氏、新城美樹氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、1百万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、藤谷真理氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当社は、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。
7. 当社は、山田尚武氏、新城美樹氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所に届け出ております。なお、山田尚武氏、新城美樹氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、藤谷真理氏は、証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
8. 「所有する当社株式の数」については、2024年3月31日現在の所有株式数を記載しております。また、VTホールディングス役員持株会及び従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。（1株未満切り捨て表示）

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号 **新任**

**1**

あんど う ひろかず  
**安藤 仁一**  
(1962年12月4日生)

#### ●選任理由

長年にわたり、当社及び当社グループのコンプライアンスの推進役としての役割を担っており、幅広い経験と知識を有しております。引き続き、当社及びグループ会社のコンプライアンスの強化に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

所有する当社株式の数 3,324株

#### ●略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2006年12月 当社入社 コンプライアンス推進部 法務室長  
2007年12月 当社管理本部 コンプライアンス推進部  
法務室長  
2014年10月 当社コンプライアンス推進室長

2020年 1月 当社コンプライアンス推進室長 兼 管理部  
M&Aグループ長  
2020年 6月 当社常勤監査役（現任）



候補者番号 **新任** **社外** **独立**

**2**

かとう まさひさ  
**加藤 方久**  
(1953年12月24日生)

#### ●社外取締役選任理由及び期待される役割の概要

直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、長年、会社法や株式事務の分野において、上場会社に対して指導的な役割を果たされたキャリアを持ち、近年重要視されるコーポレートガバナンスに係る対応にも精通していることから、これらを当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

所有する当社株式の数 1,474株

#### ●略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1972年 4月 中央信託銀行(株)（現・三井住友信託銀行  
(株)）入社  
2003年 4月 同社 名古屋証券代行部 専任部長

2012年 4月 同社 名古屋証券代行営業部 法務担当部長  
2018年 6月 当社常勤社外監査役（現任）

候補者番号 **新任** **社外** **独立****3**しばた かずのり  
**柴田 和範**  
(1956年6月22日生)**●社外取締役選任理由及び期待される役割の概要**

社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり公認会計士として活躍しており、財務及び会計や税務に関して豊富な知識と経験を有しております。その知識と経験に基づく専門的知見から、当社の業務執行者から独立した立場で、当社のコーポレートガバナンスの維持・強化に資する適切な助言・提言をいただいております。監査等委員である社外取締役候補者としております。

**|所有する当社株式の数 一株****●略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

1983年 3月 公認会計士登録  
1986年 4月 公認会計士柴田和範会計事務所開設  
1992年 6月 (株)柴田会計設立 代表取締役社長  
2002年 6月 当社社外監査役（現任）  
2007年 9月 笹徳印刷(株) 社外監査役

2020年 6月 サン電子(株) 社外取締役 [監査等委員]  
2021年 4月 北辰税理士法人 代表社員 所長（現任）  
2023年 4月 笹徳印刷(株) 社外取締役 [監査等委員]  
（現任）

**|重要な兼職の状況 北辰税理士法人 代表**候補者番号 **新任** **社外** **独立****4**かくら ゆういち  
**鹿倉 祐一**  
(1967年5月28日生)**●社外取締役選任理由及び期待される役割の概要**

社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知見や経験から、当社のコンプライアンスやコーポレートガバナンスの維持・向上に貢献いただいております。その高い専門性から、当社の経営判断において適法性を確保するために必要な存在であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

**|所有する当社株式の数 一株****●略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

1998年 4月 名古屋弁護士会（現・愛知県弁護士会）弁  
護士登録  
2002年10月 鹿倉法律事務所開設 同所代表（現任）

2007年 6月 当社社外監査役（現任）

**|重要な兼職の状況 鹿倉法律事務所 代表**

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 加藤方久氏、柴田和範氏及び鹿倉祐一氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である社外取締役候補者加藤方久氏、柴田和範氏及び鹿倉祐一氏は、現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって加藤方久氏が6年、柴田和範氏が22年、鹿倉祐一氏が17年であります。
4. 当社は、加藤方久氏、柴田和範氏及び鹿倉祐一氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、各候補者の選任が承認された場合、当該契約を継

続する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当社は、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。
6. 安藤仁一氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である静岡日産自動車(株)、(株)川崎ハウジング、(株)ハウメンテの監査役であり、加藤方久氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である(株)MIRAIZ、(株)エムジーホームの監査役であり、柴田和範氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である(株)ホンダカーズ東海の監査役であり、鹿倉祐一氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である(株)アーキッシュギャラリーの監査役であります。  
また、鹿倉祐一氏は、当社の特定関係事業者（子会社）であるAMGホールディングス(株)の監査等委員である社外取締役の三親等以内の親族であります。
7. 当社は、加藤方久氏、柴田和範氏及び鹿倉祐一氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所に届け出ております。なお、加藤方久氏、柴田和範氏及び鹿倉祐一氏の選任が承認された場合には、引き続き各候補者を独立役員とする予定であります。
8. 「所有する当社株式の数」については、2024年3月31日現在の所有株式数を記載しております。  
また、VTホールディングス役員持株会における本人持分を含めて記載しております。（1株未満切り捨て表示）

#### **第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月29日開催の第39期定時株主総会において、年額330百万円以内（うち社外取締役40百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額450百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額及び支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、電子提供措置事項に掲載の事業報告「3. 会社役員に関する事項」〔(4) 取締役及び監査役の報酬等〕に記載のとおりですが、本総会終了後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする等の変更を行うことを予定しております。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬としての基本報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は10名（うち社外取締役3名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### **第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額及び支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

**第6号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件  
取締役村瀬桃子氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案の内容は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規則に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、電子提供措置事項に掲載の事業報告「3. 会社役員に関する事項」〔(4) 取締役及び監査役の報酬等〕に記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
村瀬桃子	2021年6月 当社社外取締役（現任）

また、当社は、2024年5月27日開催の取締役会において、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議しました。

これに伴い、在任中の取締役7名（うち社外取締役2名）及び監査役4名に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することとしたと存じます。

なお、支給の時期は各氏の役員退任時とし、その具体的金額及び方法等につきましては、取締役にについては取締役会に、監査役については監査役の協議（第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、監査等委員である取締役の協議）にご一任願いたいと存じます。

本議案の内容は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規則に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、電子提供措置事項に掲載の事業報告「3. 会社役員に関する事項」〔(4) 取締役及び監査役の報酬等〕に記載のとおりであります。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
高橋一穂	1983年3月 当社代表取締役社長（現任）

ふりがな 氏名	略歴
いとうまさひで 伊藤誠英	1998年6月 当社取締役 1999年6月 当社常務取締役 2008年6月 当社専務取締役（現任）
やまうちいちろう 山内一郎	2003年6月 当社取締役 2008年6月 当社常務取締役（現任）
ほりなおき 堀直樹	2006年6月 当社取締役（現任）
なかしまつとむ 中嶋勉	2021年6月 当社取締役（現任）
やまだひさたけ 山田尚武	2015年6月 当社社外取締役（現任）
しんじょうみき 新城美樹	2022年6月 当社社外取締役（現任）
あんどうひろかず 安藤仁一	2020年6月 当社常勤監査役（現任）
かとうまさひさ 加藤方久	2018年6月 当社常勤社外監査役（現任）
しばたかずのり 柴田和範	2002年6月 当社社外監査役（現任）
かくらゆういち 鹿倉祐一	2007年6月 当社社外監査役（現任）

〈ご参考〉第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査等委員である取締役のスキルマトリクスは以下のとおりです。

氏名	取締役						
	高橋一穂	伊藤誠英	山内一郎	堀直樹	中嶋勉	伊藤和繁	山崎宅哉
年齢	71	63	65	60	58	59	55
性別	男	男	男	男	男	男	男
就任年数	41	26	21	18	3	0	0
独立役員							
経営管理	●	●	●	●	●	●	●
グローバル	●	●				●	●
財務・会計			●			●	
関連業界・事業	●	●	●	●	●		●
事業投資	●	●	●	●	●		●
法務・リスクマネジメント		●					
コーポレートガバナンス	●	●	●	●		●	
CSR(SDGs・ESG)	●		●				●

氏名	取締役			監査等委員である取締役			
	山田尚武	新城美樹	藤谷真理	安藤仁一	加藤方久	柴田和範	鹿倉祐一
年齢	59	61	52	61	70	68	57
性別	男	女	女	男	男	男	男
就任年数	9	2	0	4	6	22	17
独立役員	●	●	●		●	●	●
経営管理		●					
グローバル		●					
財務・会計		●	●			●	
関連業界・事業				●			
事業投資	●	●		●		●	●
法務・リスクマネジメント	●			●	●		●
コーポレートガバナンス	●	●	●	●	●	●	●
CSR(SDGs・ESG)	●	●			●		

(注) 上記の年齢及び就任年数は、第42期定時株主総会開催日現在の年齢及び就任年数となります。

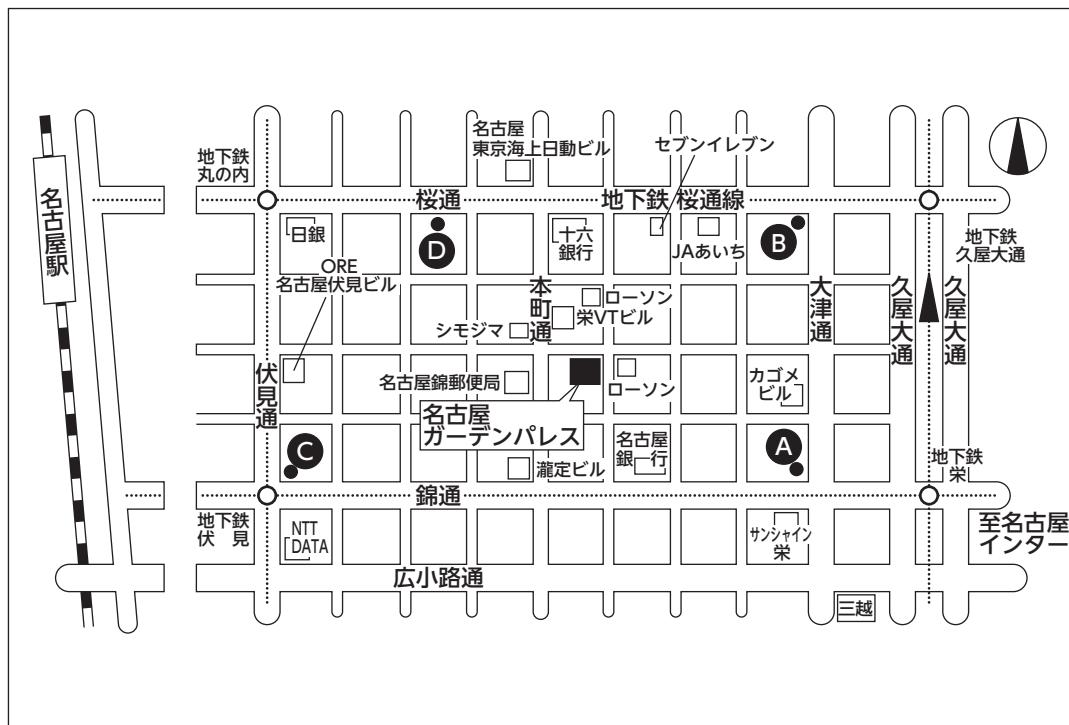
### 〈ご参考〉 社外役員の独立性判断基準

当取締役会は、社外役員が以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 本人が、当社及び子会社の業務執行者又は出身者でないこと。また本人の近親者等が、過去5年間に於いて当社及び子会社の業務執行者でないこと。  
ただし、「近親者等」とは、本人の配偶者又は2親等以内の親族若しくは同居の親族（同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「配偶者（内縁含む）」、及び「3親等内の姻族」）をいう。
2. 本人が、現在又は過去5年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。
  - (1) 事業年度末において、当社の議決権を10%以上保持する大株主の業務執行者。
  - (2) 当社の取引先であって、その年間取引金額が当社の連結売上収益の2%を超え、かつ年間1千万円を超えるものの業務執行者、又はその年間取引金額が相手方の連結売上収益の2%を超え、かつ年間1千万円を超えるものの業務執行者。
  - (3) 当社及び子会社の主要な借入先（当社及びグループ会社が借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関）の業務執行者。
  - (4) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者。
  - (5) 当社から役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭等を得ている者。当該専門家が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の年間総収入額の2%を超え、かつ1千万円を超える金銭等を得ている者。
  - (6) 当社の役員相互就任先の業務執行者。
  - (7) 当社から年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている団体の業務執行者。
3. 本人の近親者等が、現在、2（1）乃至（7）に該当しないこと。

以上

# 株主総会会場ご案内図



会 場：名古屋市中区錦三丁目11番13号  
 ホテル名古屋ガーデンパレス 3階 栄の間

交 通：①地下鉄（名城線・東山線）「栄」駅 1番出口から徒歩5分  
 ②地下鉄（名城線・桜通線）「久屋大通」駅 4番出口から徒歩7分  
 ③地下鉄（鶴舞線・東山線）「伏見」駅 1番出口から徒歩8分  
 ④地下鉄（鶴舞線・桜通線）「丸の内」駅 5番出口から徒歩5分

会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

